

別紙

令和6年度香川県産農畜水産物応援ポータルサイト「讃岐の食」
保守・運用業務委託仕様書（案）

1 委託業務名

令和6年度香川県産農畜水産物応援ポータルサイト「讃岐の食」保守・運用業務

2 業務の目的

受託者は、香川県農政水産部農政課が運営する「香川県産農畜水産物応援ポータルサイト「讃岐の食」(<https://sanukinoshoku.jp/>)」（以下、「本ポータルサイト」という。）において、システム保守・運用を行い、インターネットを活用した県産農畜水産物の消費喚起を行うもの。

3 委託期間

令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日まで

4 委託業務の内容

1) ウェブサイトの保守・運用

本ポータルサイトの仕様書・マニュアルを細部まで理解し、正確な業務推進と適切なシステム保守・運用を行うものとする。受託者は受託期間中、以下の要件を満たす保守・運用を実施すること。なお、新設するページ及び既存 CMS 機能の改修等は、受託者と委託者が協議の上、対応方法を決定すること。

(1) ソフトウェアの種類とバージョン、システム概要について

- ・サーバ種別：XSERVER BUSINESS B10（エックスサーバービジネス B10）
- ・OS：Liunx
- ・ディスク容量：300GB
- ・データベース：MySQL5.7
- ・RAID 構成：RAID10
- ・WAF：有
- ・サーバープログラム：PHP(バージョン:PHP7.4.33)
- ・Wordpress：バージョン 6.1.1

(2) 通常運用

定期的（1日間隔以上）にサーバの死活監視及びエラー監視を行うこと。

(3) 保守運用

ア 各種ソフトウェアについて、サプライヤから修正モジュール等（セキュリティパッチを含む。）が提供された場合、その影響を速やかに調査して委託者に報告し、委託者から修正モジュール等の適用を指示された場合は、速やかに修正モジュール等を適用して動作検証を行い、その結果を委託者に報告すること。

イ 適切なウイルス対策、外部からの不正アクセスに対し、情報漏えい、改ざんを防ぐ措置

を施すなど、十分なセキュリティ対策を確保し、安定した稼働システムを維持すること。

(4) 障害時運用

ア 障害が発生した場合の保守の受付時間は、香川県の休日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日）を除く午前9時から午後5時までとする。

イ 障害が発生した場合、委託者から連絡があった日の翌営業日中に障害復旧作業に着手し、原因を速やかに究明し、委託者の了承した障害の対応策を実施するとともに委託者へ書面で報告すること。

ウ データのリカバリが必要な場合は、バックアップファイルからリカバリ作業を実施すること。

(5) 運用・保守環境

受託者は、本システムの運用・保守に必要な機器等（保守用サーバ、レンタルサーバ、ネットワーク機器、通信回線、ソフトウェア等）を用意すること。

(6) Web アクセシビリティについて

本ポータルサイトの運用にあたっては、ウェブアクセシビリティ基盤委員会が推奨する「試験実施ガイドライン」及び「JIS X 8341-3 : 2016」にも配慮し、利用者に使いやすいホームページになるように十分に考慮して維持すること。

(7) レスポンシブ対応について

PC、タブレット、スマートフォンなど、複数の異なる画面サイズにおいても見やすくなるよう、レスポンシブ対応を維持すること。また、公開するウェブサイトのページは、一般的なウェブブラウザ（Edge、FireFox、Chrome、Safari 等）で正しく表示されること。

2) ウェブサイトの運用支援

受託者は受託期間中、以下の要件を満たす運用支援を実施すること。なお、運用支援に関連する質問及び相談に対する回答は、電話及びメール等により迅速に行うこと。

(1) 香川県の休日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日）を除く午前9時～午後5時において委託者から指示される業務に速やかに対応ができる体制を整備すること。

(2) 委託者が作成する「お知らせ・イベント」、「お取寄せできる農畜水産物」、「讃岐の食を楽しめるお店の紹介」「讃岐の郷土料理」「香川県産農畜水産物紹介」、「特集」、「PR 動画」等の新規作成、既存ページの簡易な修正などについて、管理権限を付与し支援すること。

5 実施体制

受託者は、本作業を履行できる保守・運用体制を設けると共に、作業に先立ち以下の事項について年間の運用・保守業務実施計画書を提出し、委託者の承認を得ること。なお、原則として体制の変更は認めず、やむを得ず変更する場合は事前に委託者の承認を得ること。

- ・受託者側の体制
- ・受託者側の責任者
- ・連絡体制（受託者側の対応窓口）

6 実績報告と委託料の請求

業務実績（実績報告書）には、運用に関する作業内容（本ウェブサイト内の修正作業の内容、アクセス解析と分析レポート、SEO対策、第三者認証の取得など）を含み、業務内容、業務従事者、業務日時等を記載し、月単位でまとめて年2回（半年毎）期間終了後10日以内に業務報告すること。ただし、2回目は令和6年3月31日を期日とする。また、その内容について委託者から説明を求められた場合は、当該内容について詳しく説明すること。

委託料の請求は、上記の報告書の検査が合格した後に行うこととする。

7 その他留意事項

1) 業務の引継ぎに関する事項

本委託業務の受託期間の満了、全部もしくは一部の解除、またはその他契約の終了事由の如何を問わず、本委託業務が終了となる場合には、受託者は委託者の指示のもと、本委託業務終了日までに業務引継ぎのためのマニュアル、作業手順書等を作成し、提供すること。この際に作成するマニュアル、作業手順書等の作成費用は本委託契約に含まれるものとし、新たな費用は発生しないものとして取り扱うこと。

また、保守・運用サービス等の実施によりシステム構成又は環境等が変更された場合は、ドキュメント等の改訂作業等を行い、当該改訂版等を委託者に提出すること。

2) 著作権の取扱い

ウェブサイト内で写真、画像、地図、動画、音楽等の素材を利用する場合や文章の引用を行う場合は、著作権、意匠権、肖像権等について、十分に配慮する必要があるため、必ず事前に委託者と協議すること。また、本ポータルサイト内のコンテンツ、文章、画像等のデータ及び内容に関する諸権利は、原則として委託者に帰属する。

3) 疑義に関する協議

仕様書に記載されていない事項、法令により義務付けられている事項及びその他の事項についても、業務上当然必要な事項については、受託業務の範囲に含まれるものとする。なお、疑義が生じた場合には、委託者と受託者の間で協議し、取り決めるものとする。

4) 秘密の厳守

受託者は、本委託業務により知り得た情報等を本委託業務においてのみ使用することとし、こ

れらをほかの目的に使用し、または他のものに漏えいしてはならない。本委託業務の契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

8 連絡先

香川県農政水産部農政課 企画グループ 西井

電話：087-832-3395